

## 2016年度「経済援助給付奨学金(自然災害(熊本地震)による被災者対象)」申請要項

中央大学では平成28年熊本県熊本地方の地震による被災地域出身の在学生に対し学修の機会を保障することを目的として「経済援助給付奨学金(自然災害(熊本地震)による被災者対象)」の募集をすることに決定しました。

給付を希望する学生は、本申請要項を確認のうえ、期限内に所定の手続きを完了するようにしてください。

### 1.申請資格

以下の(1)~(3)の要件を全て満たす方が対象です。

- (1)「平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法」適用市町村に、地震発生日である2016年4月14日時点で家計支持者(=学費負担者)が居住していたこと。
- (2)熊本県熊本地方の地震により**家計支持者又は家計支持者と生計を一にする同居親族(ただし被災学生と2親等以内)が所有する住家(借家は除く)**について、市町村役場等発行の罹災証明書の罹災状況が「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」であること。
- (3)2016年度に本学に在学していること(ただし、2016年度に休学中または休学を予定している学生は除く)。

### 2.給付金額

(1)基本支援として10万円

(2)罹災証明書の罹災状況が「全壊」「大規模半壊」の場合

罹災証明書の罹災状況が「全壊」または「大規模半壊」の方には、給付金額(1)に加え、2016年度に納入すべき学費の1/2相当額を給付します。

算定基礎となる学費の対象費目は、次のとおりです。

学部：授業料・施設設備費・実験実習料

大学院(専門職大学院を除く)：在学料・施設設備費・実験実習料・特別研究指導料

専門職大学院：在学料・施設設備費

※学部生の諸会費(学友会費・父母連絡会費・学生会費)は免除します。既に振込されている場合には返還いたします。

※学費減免の適用がある場合には、減免後の金額を給付金額の算定基礎とします。

※秋卒業を申請している場合には、減免後の金額を給付金額の算定基礎とします。

※専門職大学院生で給付奨学金を受けている場合には、その給付金額を除いた金額を算定基礎とします。

### 3.給付方法

給付金額を学費に充当します。罹災状況および学費納入状況によって、次表の該当欄記載の取り扱いとなります。

| 罹災証明書の罹災状況<br>学費納入状況 | 「全壊」・「大規模半壊」の場合                                    | 「半壊」の場合                       |
|----------------------|--|-------------------------------|
| 前期分・後期分とも未納の場合       | 充当により前期分学費は納入済みとなります。充当後の金額を記載した後期分振込用紙を大学より郵送します。 | 充当後の金額を記載した振込用紙を大学より郵送します。    |
| 前期分納入済・後期分未納の場合      | 充当により後期分学費は納入済みとなります。10万円を大学より振り込みます。              | 充当後の金額を記載した後期分振込用紙を大学より郵送します。 |
| 前期分・後期分とも納入済の場合      | 給付金額全額を大学より振り込みます。                                 | 給付金額全額を大学より振り込みます。            |

※大学院生および専門職大学院生の方は、申請前にお問い合わせください。

#### 4.申請方法

※本奨学金申請の際には、「1.申請資格」に記載の(1)~(3)の要件を全て満たすことをよく確認してください。

##### (1)提出期限

**2016年6月24日(金) 必着**

※罹災証明書等の発行が受けられず期限までに提出できない場合でも、必ず申請書を提出期限までにご提出ください。

##### (2)提出先

「8.お問い合わせ先」記載の受付窓口に、郵送（郵便事故を防ぐため、必ず簡易書留又は特定記録をお願いします）または直接お持ちください。

##### (3)提出書類

|   | 提出書類                               | 備考   |
|---|------------------------------------|--|
| ① | 経済援助給付奨学金（自然災害による被災者対象）申請書（別紙1）    |  |
| ② | 住民票（謄本） <u>（マイナンバー〔個人番号〕・本籍省略）</u> | 家計支持者の属する世帯全員分の情報（続柄を含む）が記載されている原本が必要です。市町村役場に発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分の続柄が記載された全部事項証明書」を請求してください。                      |
| ③ | 罹災証明書                              | 原本が必要です。<br>被災地の県市町村役場・消防署が発行します。<br>※各市町村によって書式が異なりますが、被災物件が自己所有であるか否か記載可能な場合は、証明書への記載をしてもらうよう依頼してください。         |
| ④ | 被災建物に関する登記事項証明書（所有者事項証明書）          | 原本が必要です。法務局で発行を受けてください。<br>※罹災証明書の申請者が家計支持者もしくは家計支持者と生計を一にする同居親族(2親等以内)で、かつ罹災証明書に当該物件が自己所有であることの記載がある場合には提出不要です。 |

※公的機関発行の証明書（登記事項証明書、住民票、罹災証明書等）については、2016年4月14日以降に発行されたものを提出してください。

※申請内容により、電話で確認させていただいたり、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※提出された書類は返却いたしませんので注意してください。

#### 5.採否結果

提出書類を審査し、採否を決定します。結果は、本人（学生）と父母又は家計支持者へ郵送で通知します。

#### 6.採用決定後の手続き

(1)採用通知には採用後必要な手続書類を同封しておりますのでご確認ください。採用後、期限までに同封の誓約書が提出された段階で給付金額が学費に充当されます。

(2)給付金を振り込む対象となる方には、誓約書の他に口座振込用紙（返還請求書）を同封しておりますので、誓約書とセットで提出してください。

(3)給付金充当後、後期分等の振込が必要な場合がありますのでご注意ください。振込用紙は採用通知に同封いたします。

## 7.その他

- (1)申請内容や提出書類が事実と異なる場合または退学や休学（半期休学含む）もしくは学則違反等により、奨学金の受給資格を失った場合は、本件給付奨学金の採用を取り消し、給付奨学金を速やかに一括で返還していただきます。
- (2)2016年度に秋卒業を予定している方は、申請時にお知らせください。
- (3)2016年度に予約奨学金を受給している方は、下記該当の窓口までお問い合わせください。
- (4)提出された書類および申請書に記入された情報等は奨学金業務または被災支援以外の目的に使用することはありません。

## 8.お問い合わせ先（受付窓口）

### ◆文系学生 学生部事務室厚生課（多摩キャンパス6号館地下1階）

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 TEL.042-674-3461 FAX.042-674-3475

平日：9:00～17:00 土曜日：9:00～12:00

日曜日・授業実施日を除く祝日は閉室します。

### ◆理系学生 理工学部学生生活課（後楽園キャンパス1号館1階）

〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 TEL.03-3817-1716 FAX.03-3817-1668

平日：10:00～18:00 土曜日：10:00～12:00 日曜日・授業実施日を除く祝日は閉室します。

### ◆法科大学院生 法科大学院事務課

〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町42-8 TEL.03-5368-3511

平日：9:50～20:15 土曜日：10:00～16:00 日曜日・祝日は閉室します。

### ◆国際会計研究科生 国際会計研究科事務課

〒162-8478 東京都新宿区市谷田町1-18 TEL.03-3513-0311

火～金曜日：10:00～18:00 土曜日：10:00～19:00

日曜日・月曜日・祝日は閉室します。

### ◆戦略経営研究科生 戦略経営研究科事務課

〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 TEL.03-3817-7485

平日：13:00～18:00 土曜日・日曜日・祝日は閉室します。

※窓口時間は時期により異なりますので、詳細はホームページをご確認ください。

以上